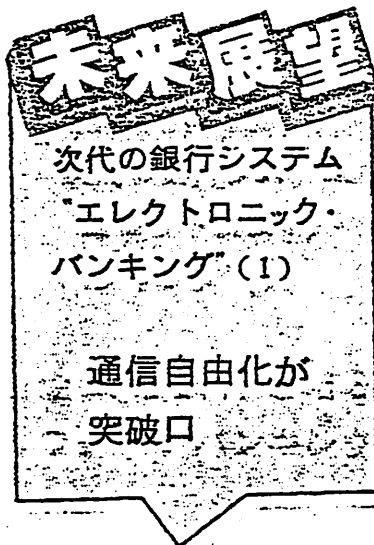


「ようこそ明日のシティへ。そこはエレクトロニック・バンキングが、時間と距離の壁を取り払う世界です」。これは米国のシティバンク(Citibank)が雑誌に載せた広告の見出しである(Time誌1982年10月25日号)。今やエレクトロニック・バンキングという言葉は、宣伝文句として通用するだけの市民権を獲得したといえよう。

日本でも、エレクトロニック・バンキング(以下EBとする)の文字が、特にこの半年ほどの間に、新聞・雑誌上で目立つようになった。それ以前は、今後のバンキング・システムを表わす言葉として、むしろ第三次オンライン・システムという語の方がよく使われていたようだ。

オンラインとEB

第三次オンラインとEBとは、次代のバンキング・システムという意味で、ほぼ同じ内容を指すものと考えてよいが、両者のシステムをみる観点には、やや違いがある。昭和40年代前半に、預金と為替から始められた銀行の第一次オンラインに続き、40年代後半から50年代半ばに完成をみた都銀などの第二次オンラインでは、銀行の



全科目にわたる総合オンライン化が達成され、機能的なテラー用端末と顧客用自動機器が普及して、サービス向上と事務の省力化がなされた。この延長としての第三次オンラインは、こうした経緯からも、銀行内のシステムとして扱われがちである。

一方、EBは米国から輸入された言葉だが、日本では銀行内のコンピュータと顧客のコンピュータや端末を結んだシステムという面が、特に強調されている。すなわち、ファーム・バンキング(FB)やホーム・バンキング(HB)を中心とする次代の銀行システムというイメージである。したがって、昨年10月の第二次通信回線自由化

しているのも通信の自由化が1つの大きなインパクトになっており、OAやHAのうちの決済、金融取引、金融情報照会などに関係する部分が、FBでありHBであるといえてよい。

FBは米国が先行

銀行システムのオンライン化は米国よりもむしろ日本の方が先行した。表1は、自動支払機(CD)、自動預金機(AD)、自動入出金機(ATM)の日本における普及状況を示している。今でこそ米国でも日本並みにATMが普及してきたが(1981年末で2万6,500台)、そのテンポは遅かったし、入出金や振替の即時処理も、日本の方がかなり先行した。

米国で最近いわれているEBでは、銀行間の全国的ATMネットワークが特に強調されている。日本にはTOCSやSICSなどのオンライン提携がすでにあり、何を今さらという感もある。しかしこれには、米国にマクファデン法という、銀行の州を越えた業務活動を禁止する法律があり、全国ネットワークは実質的にこの制約を乗り越えるものとして注目されているという事情がある。

逆に、FBは米国でかなり盛んで、大手米銀の多くがサービスを提供している。また、HBについても実験システムを試行中のところが多く、ケミカル銀行のように実用化に踏み切ったところもある。日本はこの分野でやや立ち遅れているが、その大きな要因の1つは、回線自由化の遅れであった。

表1 CD、AD、ATM設置状況の推移

		CDまたはATM		ADまたはATM	
		普及率(%)	台数	普及率(%)	台数
都市銀行	昭和55年3月末	99.8	6,667	55.7	1,861
	9末	99.8	7,603	79.6	2,845
	56.3末	99.8	8,424	90.1	3,686
	9末	99.8	8,845	91.9	4,081
	57.3末	99.8		93.7	
地方銀行	55.3末	66.4	5,009	5.0	291
	9末	72.1	5,726	9.0	562
	56.3末	77.4	6,593	14.4	934
	9末	80.9	7,217	19.2	1,297
	57.3末	82.4		25.4	

注：普及率=設置店舗数/全店舗数
資料：大蔵省

の施行前後から、EBの掛け声が賑やかになったのも理由のあることといえる。オフィス・オートメーション(OA)やホーム・オートメーション(HA)が注目され

資金・財務管理を援けるCMS

「ファーム・バンキング(FB)」とは、銀行と企業のシステムを結合し、企業のオフィスから銀行取引の実行や銀行が提供するサービスの享受を可能とするものである。その主要な機能は、①金融市況などの情報提供②資金・財務管理のサポート③決済などの銀行取引のオンライン処理—といったところである。

このうち特に②に属するもので、流動性資金の管理と効率的運用を援ける機能が、狭義の「キャッシュ・マネジメント・サービス(CMS)」と呼ばれるものである。米国の銀行は、競ってCMSを商品として売り出しているが、そこには上記の①や③のサービスも組み込まれ、総合的サービス商品の形になっている。その意味では、CMSがFBとほぼ同義語として使われているのが現状といえよう。

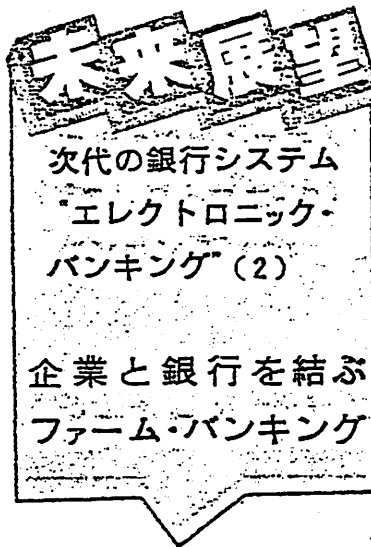
盛んな米国のCMS

米国のCMS商品の代表例を、表2に示す。米国でこれだけCMSが盛んなのは、いわゆる金融革命によって企業の資金運用調達の手段が多様化し、しかも低成長下

表2 米国のCMS商品

銀行名	CMS商品名
Citibank	CCM(Citi Cash Manager)
Chemical Bank	Chemlink, Banklink
Bank of America	BAMTRAC
Chase Manhattan Bank	INFOCASH
Morgan Guaratee	MARS
Wells Fargo Bank	CHEXSTOR
Continental Bank	CONFIRM
Manufacturers Hanover Trust	TRANS SEND, ICM
First National Bank of Chicago	FIRSTCASH
Shawmut Bank	Money Monitor

資料：(社)金融財政事情研究会編『エレクトロバンキング』



にあって流動性資金の効率的運用の重要性が一層増したこと、一方銀行側は証券会社などの非銀行系金融機関からの攻勢に対し、優良顧客を確保するための武器を必要としたこと、が大きな要因であろう。

この中でも前頁冒頭に紹介したシティバンクは、CMSに積極的な銀行の1つで、すでに世界117カ国、3,000の顧客に対し、サービスを提供しているという。

日本の場合も、経済成長率の低下や、銀行と非銀行系金融機関の競合など、米国に類似する状況もみられるが、米国の金融革命を演出した異常な高金利という条件は存在しなかった。さらに通信回線

自由化の遅れ、小切手の普及度の違い(米国のCMSの先駆けとなったロック・ボックス・サービスは、小切手の集金を銀行が代行するもの)といった理由により、米国型のCMSは、今まで日本に育たなかった。

日本でCMSに類似する

サービスの例には、①自動集金②資金振替③入出金明細レポート④音声応答による残高照会・振込通知(都銀は個別にサービス、地・相銀では電電公社のANSERを利用)⑤オンライン磁気テープ搬送(昭和56年11月開始の、三菱銀行と岡村製作所間のシステムが最初)—などがある。

昨年11月に東京銀行がサービスを開始した TOHLINK は、上記のサービスよりさらにCMSに近づいたものといえよう。これは、預金残高、入払明細、輸出手形買取、輸入手形決済、外国為替相場などの情報を、企業別にファクシミリや端末などを通じて提供するものである。

CMSの問題点

企業側から見たCMSへの懸念は、①企業の財務内容が銀行に知られるのは困る②企業は複数銀行と取り引きがあり、1行のCMSを導入しても、かえって処理が複雑になる③従来、サービスは無料という意識のあるところへ、CMSの手数料を払うことに抵抗がある—などである。一方、銀行側にも、①企業ごとに異なるシステムとの結合をどう標準化するか②CMSで企業が資金管理を徹底すると、資金が銀行から他の金融機関へ流出しかねない—といった問題がある。

当面は、企業内CD(企業の中に銀行のCDを設置すること)やポータブル端末の利用などを手掛かりとし、日本の実情に合ったCMSを工夫していくことになるだろう。

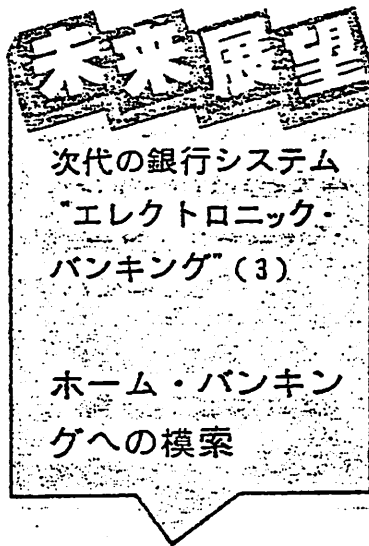
家庭と銀行結ぶビデオテックス

ホーム・バンキング(HB)は文字通り、家庭にいながら口座振替、入金記帳といった銀行取引処理や、入出金明細・残高の通知照会を可能にするというものである。

これを實現する手段として、今のところ本命視されているのは、家庭のテレビと電話を用い、情報源のコンピュータと接続して静止画像を送るという、ビデオテックス技術である。日本では、現在実験サービス中のキャプテン・システムがこれに当たる。

“キャプテン”(郵政省と電電公社が実施)と同様に政府関係機関がビデオテックス・サービスの実験や商用化を図っている例は、欧州に多い。最も早く1979年に商用化段階に入ったのが、英国の“プレステル”である。これには主要銀行であるパークレイズ銀行も参加し、情報提供を行っているが、HBのサービスまでには至っていない。類似のシステムである西ドイツの“ビルトシルム・テキスト”やフランスの“テレテル”は、いずれも実験段階であるが、その中でHBの試行がなされている。

米国では、シティ、ケミカル、バンクワン、チェース・マンハッタンなど多くの銀行がHBの実験



を行っているが、その中でケミカル銀行が昨年9月に商用化に踏み切った。このシステムは“プロント”と呼ばれ、今年1月現在で、すでに3,000世帯の加入をみているという。これもテレビと電話に、端末としてパーソナル・コンピュータを接続した、一種のビデオテックスであるが、接続先が直接銀行であるところが“プレステル”などと異なる(図1参照)。HBの機能としては、残高照会、送金、支払い、電子小切手、入出金記録、家計簿サービスなどがある。

キャプテンとINS

“キャプテン”の第2期実験サービスには、14行の銀行が情報提供者として参加している。これらは内容的にもまだHBと呼べるもの

ではないが、各行とも手探りを始めたといえよう(“キャプテン”の本格的実施は1984年11月の予定)。これとは別に第一勧業銀行では、今年

9月から100カ所で、パーソナル・コンピュータを用いたHBの実験を計画している。サービスの内容は、取引照会、取引依頼、案内、相談などである。

HBの手段として考えられるのは、ビデオテックスだけではない。たとえばファクシミリやデータ・テレホンの利用は、今すぐにも可能である。またCATV(ケーブルテレビ)は双方向通信が可能なので、電話線を利用するキャプテンよりも、はるかに多量の情報量を送信できるという利点をもつ。

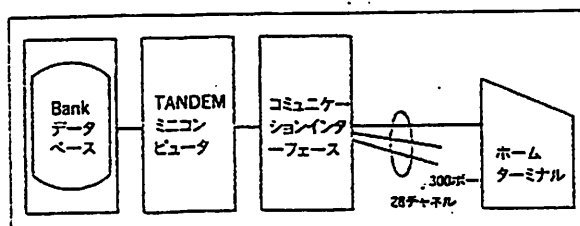
“キャプテン”やCATVは、電電公社が21世紀に向けて進めている高度情報通信システム(INS)にやがては統合されていくだろう。三鷹地区で実験が開始されているINSのモデルシステムには、銀行から参加希望が殺到し、結局40行が参加することになったという。

HBの問題点

HBはFBより普及がやや遅れると思われるが、その理由としてはコストとニーズの問題がある。銀行の店舗数が多く、公共料金の自動振替の普及している日本で、HBのためだけに家庭がかなりのコスト負担をするとは考えにくい。コスト低減とともに、他のサービス(買物、予約、学習、防犯、自動検針など)との一体化が必要であろう。

他の重要な問題点として、犯罪防止とプライバシー保護の問題があげられる。これに対して明快な解答がないと、普及にとって最大の障害となりかねない。

図1 プロント・システムの概要



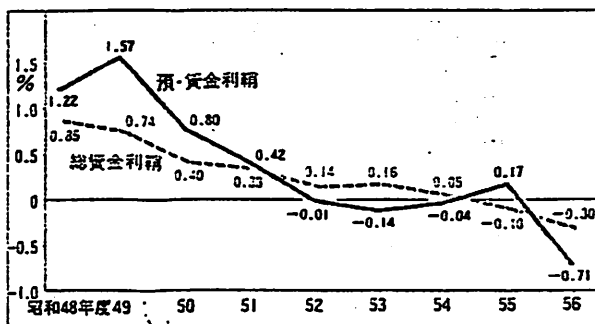
資料：米・ケミカル銀行

銀行の経営環境とEB

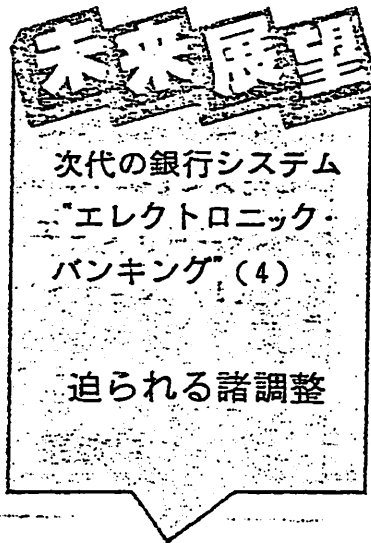
銀行経営を取り巻く環境が厳しさを増していることは、しばしば指摘される。経済成長率の低下にともなって銀行の資金量の伸びは鈍化し、しかも利鞘の縮小あるいは数字上の逆鞘現象が生じている(図2参照)。一般企業は、設備投資の手控えなどから、余剰資金を持つケースが増え、一部で「銀行離れ」が見られる。金利の自由化も徐々にではあるが進展する傾向にあり、企業も個人も資金の運用・調達両面にわたって金利選好を強めているが、銀行と、証券や郵貯など他の金融機関との競争が、この傾向に拍車をかけている。国債の大量発行は銀行にとって大きな負担であり、国際化の進展は銀行の収益に今は大きな寄与があるものの、カントリー・リスク、為替リスクなど諸リスクの増大をも生んでいる。

このような環境下で、銀行がEBを進める意義としては、①他機関との競争の武器とする②銀行事務の合理化によるコスト削減③取引先企業・個人のメインバンク化を進め、取引の増大を図る④サービスの手数料を新たな収益源とす

図2 全国銀行の預・貸金利鞘の推移



資料：大蔵省



る③国際化を進める企業に、海外資金ポジションや国際金融情報を知らせ、国際取引拡大の契機とする一といったことがあげられる。

EB投資効果の予測は困難

EBの展開は、銀行の装置産業化を招くといわれる。すでに銀行のオンライン・システムは、きわめて巨大なコンピュータ・システムと化している。その上にEBへの機械設備とソフトウェアが付加されれば、装置への効率的な投資と運用が、銀行の経営能率に大きなインパクトを及ぼそう。そこで大規模投資の可能な大手銀行が、競争上優位に立つという議論も成り立つ。しかしこれまでのように、

機械化投資の効果
が、省力化による
コスト削減という
形で見積もれた場
合と異なり、収益
拡大をねらうEB
への投資は、効果
の予測が難しく、
また投資額が多け

れば成功するとも限らない。中小金融機関には、共同開発や提携という形でEBを進める道があり、実際にその方向に向かうものと思われる。

EBはまた、銀行を情報産業化するともいわれる。もともと金融とは、エレクトロニクス化されるか否かに関わらず、モノではなくカネという抽象的な情報を操作するものであった。また、確かにEBの提供するサービスの形態は、これから発達すると予想される「付加価値通信(VAN)業務」に類似する。銀行としては、これまで不確かであった手数料主義を、EBの展開とともに確立する必要があるが、このことも情報産業的性格を一層鮮明にするものだろう。

金融行政上の諸問題

EBの本格的な進展には、通信回線に関する郵政省の規制とともに、大蔵省の金融行政上の規制の問題がつきまとう。たとえば、EBには銀行の店舗という概念に変革を迫る要素があり、従来からの店舗行政と相容れない面がある。また、規制の理由としてよくあげられる犯罪誘発の懸念には、適正な解答が用意されなければならない。これらについては現在、金融制度調査会でも、EBを展望する専門部会を設け、討議を続けている。

いずれにせよ、国際的な動向や、銀行と非銀行部門の適正な競争(イコール・フッティング)を考えた場合、規制緩和の方向に向かうことは、不可避であろう。

(主任研究員 玉井哲雄)